

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月18日

【事業年度】 第39期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 株式会社Def consulting

【英訳名】 Def consulting, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 下村 優太

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー21階

【電話番号】 03-5786-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部管掌執行役員 岩崎 雅一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー21階

【電話番号】 03-5786-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部管掌執行役員 岩崎 雅一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	1,557,075	620,411	532,351	619,677	854,116
経常損失( ) (千円)	353,880	420,360	311,871	426,516	2,151,950
当期純損失( ) (千円)	417,750	521,797	311,542	427,937	2,154,249
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	24,916,115	24,916,115	29,302,015	29,302,015	72,602,015
純資産額 (千円)	1,070,882	548,497	736,852	308,834	2,413,153
総資産額 (千円)	1,481,175	622,055	841,226	429,891	2,577,595
1株当たり純資産額 (円)	42.74	21.80	24.97	10.36	33.14
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	16.77	20.94	10.90	14.60	40.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.9	87.3	87.0	70.6	93.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	593,066	421,759	266,332	441,955	654,368
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	349,142	27,397	60,357	31,207	3,308,557
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	38,170	11,027	496,820	-	4,217,064
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	891,440	486,051	656,181	183,018	437,156
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	135 (33)	86 (2)	103 (2)	142 (2)	195 (2)
株主総利回り (%)	76.9	46.3	32.2	31.0	26.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	102.0	107.9	152.5	150.2	202.2
最高株価 (円)	302	213	127	130	429
最低株価 (円)	190	102	76	48	55

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注) 2. 第39期の経常損失及び当期純損失の大幅な増加は、新たに開始したデジタル資産トレジャリー事業において、多額の暗号資産評価損を計上したこと等によるものであります。

(注) 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(注) 4. 自己資本利益率及び株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため算定しておりません。

(注) 5. 当社は配当を行っていないため、1株当たり配当額及び配当性向は記載しておりません。

(注) 6. 従業員数は、就業人員数であります。

(注) 7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであり、2022年4月4日以降は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

## 2 【沿革】

年月	概要
1987年 8月	株式会社荏原製作所、凸版印刷株式会社他の出資により、横浜市中区に株式会社ぱどを設立。
1992年 6月	MB0(マネジメント・バイ・アウト)により株式会社荏原製作所から独立。
1996年 6月	わかさや美術印刷株式会社(現 株式会社ウイルコホールディングス)との共同出資により、横浜市中区に株式会社ぱどデザイン工場を設立(当社出資割合50%)。
2000年 3月	わかさや情報印刷株式会社(現 株式会社ウイルコホールディングス)より株式を買取り、株式会社ぱどデザイン工場を完全子会社化。
2001年 3月	大阪証券取引所 ナスダック・ジャパン市場(現 東京証券取引所グロース市場)に上場。
2003年 6月	株式会社廣済堂及び株式会社ウイル・コーポレーション(現 株式会社ウイルコホールディングス)との合弁により連結子会社として株式会社仙台ぱどを設立。
2006年10月	株式会社エルネット(現 株式会社関西ぱど)と合弁により、連結子会社株式会社ぱどラボを設立。
2006年11月	株式会社ぱどラボが株式会社コムースタイルを子会社化。
2007年 4月	福博印刷株式会社との合弁により連結子会社として株式会社九州ぱどを設立。
2009年 2月	連結子会社として株式会社阪神ぱどを設立。
2009年 3月	子会社として株式会社ぱどシップを設立。
2009年12月	タイハイコンピュータ株式会社(現 株式会社トリニティ)と合弁により、連結子会社として株式会社ぱどポイントを設立。
2010年12月	クーポン共同購入サイトを運営する連結子会社株式会社CooPaを設立。
2012年 3月	連結子会社である株式会社ぱどラボを存続会社とする合併により、株式会社CooPaを解散。
2015年 3月	親会社である株式会社ぱどを存続会社とする合併により、株式会社阪神ぱどを解散。
2016年 2月	連結子会社である株式会社ぱどポイントを解散。
2018年11月	株式交換により株式会社リビングプロシードを子会社化。
2020年 5月	連結子会社である株式会社ぱどラボを株式譲渡により譲渡。
2020年 6月	完全子会社である株式会社ぱどデザイン工場及び株式会社ぱどシップを吸収合併。
2020年 7月	連結子会社である株式会社九州ぱどを吸収合併。
2020年 8月	連結子会社である株式会社仙台ぱどを吸収合併。 連結子会社である株式会社リビングプロシードを株式譲渡による譲渡。
2020年10月	商号を株式会社ぱどから株式会社Success Holdersへ変更。
2020年11月	新たな事業としてテクノロジー事業(現 コンサルティング事業)を創業。
2021年 5月	株式取得により株式会社P&Pを子会社化。
2022年 3月	完全子会社である株式会社P&Pを吸収合併。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しによりJASDAQ(グロース)からグロース市場へ移行。
2022年 6月	メディア事業譲渡のため、会社分割の手法にて株式会社Success Holders分割準備会社を設立。 当該完全子会社の全ての株式を株式会社中広へ譲渡。
2022年10月	新たな事業としてコンサルティング事業を創業。
2024年 8月	商号を株式会社Success Holdersから株式会社Def consultingへ変更。
2024年 8月	本店を東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー21階に移転。
2025年 9月	新たな事業としてデジタル資産トレジャー事業を創業。

### 3 【事業の内容】

当社は、コンサルティング事業及びデジタル資産トレジャリー事業の2つの報告セグメントで構成されております。事業の内容における事業区分と、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分は同一であります。

なお、当社は、イーサリアム(ETH)をはじめとするデジタル資産を「次世代の重要な経営資源」と位置づけ、中長期的な利益成長と企業価値の最大化を図るため、当事業年度より新たにデジタル資産トレジャリー事業を開始しました。これにより、従来のコンサルティング事業とともに両事業を成長の両輪とする経営方針へと移行し、報告セグメントを従来の単一セグメントから2区分へと変更しております。

各セグメントにおける事業の内容は次のとおりであります。

#### (1) コンサルティング事業

全国の中堅・中小企業及び国内大手企業に対し、事業戦略の立案等の「攻め」の領域から、内部統制構築等の「守り」の領域に至るまで、経営課題全般に対するハンズオン型の経営コンサルティングサービスを提供しております。併せて、主力のITエンジニアリング領域においては、独自の育成体制を基盤とし、顧客企業の現場でのDX推進やシステム開発等を直接支援する常駐型技術支援(SES・人材派遣)をはじめ、顧客ニーズに即したITソリューションを総合的に提供しております。

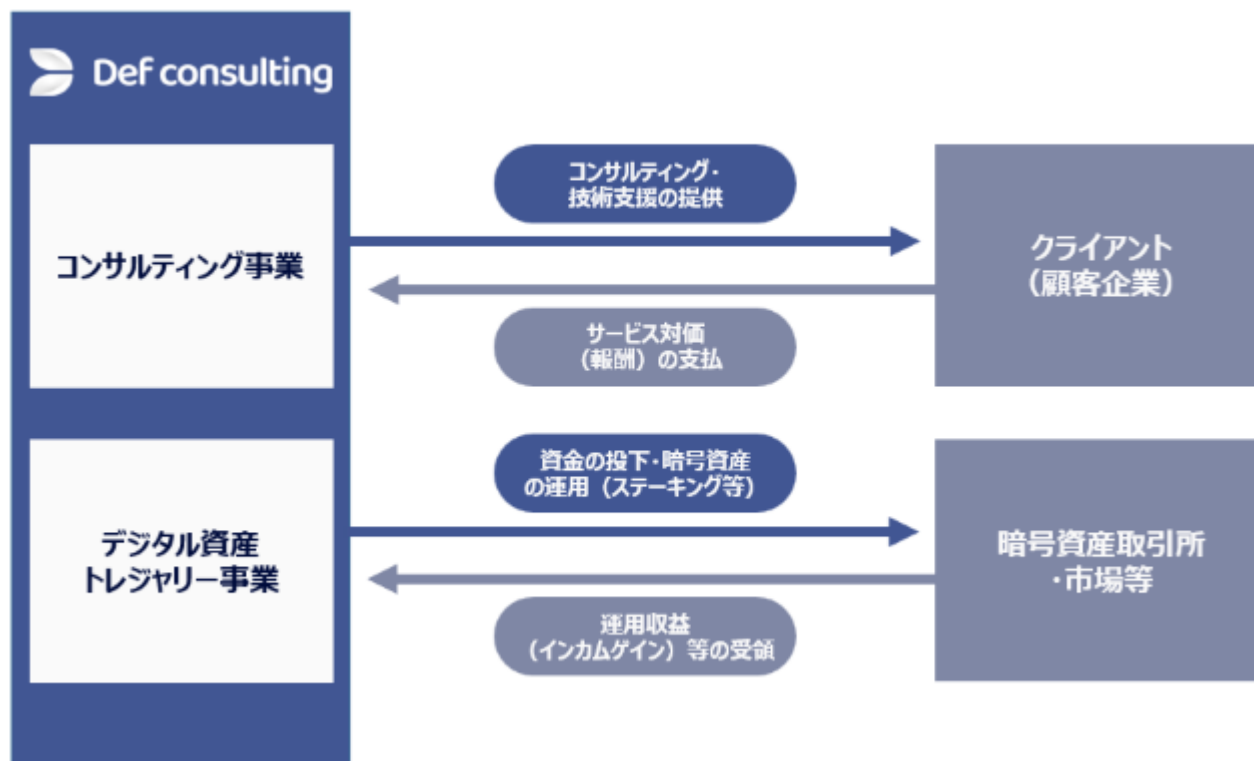
#### (2) デジタル資産トレジャリー事業

イーサリアム(ETH)を中心としたデジタル資産(暗号資産)を保有・管理し、企業のバランスシートを活用した次世代のトレジャリー(財務・資金管理)戦略を推進しております。

具体的には、調達資金等を用いた暗号資産の取得及び安全な保管・管理(カストディ)体制の運用に加え、保有資産を活用したステーキングや分散型金融(DeFi)等の運用によるインカムゲイン(運用収益)の獲得等の業務を行っております。

これにより、資本効率の向上や流動性確保、新たな収益源の構築を目指しております。

(コンサルティング事業及びデジタル資産トレジャリー事業)



### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「世界中のどんな企業でも気軽にコンサルティングを活用できる新しい世界を創出する」というパーパスを掲げ、その実現に向けた行動指針として「すべては顧客の成功のために」及び「ハイクオリティなサービスを提供する」という2つのコアバリューを定めております。

これらの理念のもと、当社は「コンサルティング事業」と「デジタル資産トレジャリー事業」の2つの軸をもつ独自のハイブリッド型ビジネスモデルを推進しております。

コンサルティング事業においては、ITエンジニアリング領域を中心に、人材の採用・育成から現場支援までを一気通貫で提供する「ITエンジニア創出プラットフォーム」として社会課題の解決を図っております。

一方、デジタル資産トレジャリー事業においては、国内上場企業における先駆者として、イーサリアム(ETH)を中心とした次世代インフラ資源を戦略的に保有・運用しております。

これら「実業による安定的な収益基盤」と「デジタル資産による爆発的な成長ポテンシャル」を高度に融合させることで、中長期的な株主価値の最大化と持続的な企業成長を図ってまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、各事業において以下の数値を重要な経営指標(KPI)として位置づけ、取締役会等において定期的なモニタリングを行っております。

コンサルティング事業においては、事業計画の達成及び収益基盤の拡大を牽引する重要指標として、「コンサルタント及びITエンジニアの採用数・稼働率」並びに、提供サービスの付加価値向上を示す「平均単価」を設定しております。

また、デジタル資産トレジャリー事業においては、次世代インフラ資源の確保と将来の運用収益の最大化に向け、「イーサリアム(ETH)の保有数量」及び「ステーキング運用等による利回り(インカムゲイン)」を重要な指標としております。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「デジタル資産×コンサルティング」という独自のポジショニングにより、他社に模倣困難な競争優位性を構築してまいります。

コンサルティング事業においては、ポテンシャル層をプロフェッショナルへ変貌させる独自の集中研修プログラムを強化し、自律的な成長(オーガニック成長)を加速させます。これに加え、M&Aや業務提携等のインオーガニック戦略を機動的に実行することで、事業規模の飛躍的な拡大を目指します。

デジタル資産トレジャリー事業においては、世界的なWeb3領域の拡大に伴い希少性が高まるイーサリアム(ETH)を中長期的な成長資産として継続保有します。運用によるステーキング報酬獲得に加え、将来的には分散型金融(DeFi)プロトコルの活用等、安全性を最優先とした運用体制の拡充を検討し、労働集約型ビジネスの制約に縛られない利益成長のドライバーへと進化させてまいります。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### 優秀な人材の採用と育成

当社は、コンサルティング事業の持続的な成長には、高度な専門性を有するITコンサルタント及びITエンジニアの確保が最優先課題であると認識しております。採用市場における競争が激化する中、人材紹介エージェントとの連携強化や自社採用チャネルの拡充、さらには福利厚生の実施や教育体制の整備を推進してまいります。

これにより、個々のスキルアップと長期安定雇用を両立させ、付加価値の高いサービスを提供できる体制を構築してまいります。

#### プロジェクト管理の徹底と稼働率の安定化

クライアントニーズの高度化・複雑化に伴い、プロジェクトの適切な進捗管理と採算性確保の重要性が高まっております。全社共通の基準に基づくリスクチェックの徹底や、プロジェクトマネージャーによるモニタリングを強化し、不測の作業工数増加を抑制します。

同時に、営業活動とリソース配分の最適化を図ることで、高い稼働率を維持し、収益基盤の安定化に努めてまいります。

#### デジタル資産トレジャリー運用の体制構築

当社は、新たな収益機会の確保と財務戦略の一環として、暗号資産を対象としたデジタル資産トレジャリー事業を推進しております。暗号資産市場特有の価格変動リスクやサイバーリスクに対し、厳格な管理体制と高度なセキュリティ対策を講じるとともに、最新の規制動向を注視した適正な運用・会計処理を行うことで、健全な事業運営を図ってまいります。

#### 財務基盤の強化と機動的な資金調達

事業拡大に向けた投資を継続する中、黒字転換の早期実現と財務の健全性確保が不可欠であると認識しております。

今後の事業展開や市場環境に応じて、エクイティ・ファイナンスを含めた多様な資金調達手法を機動的に検討・実行することで、中長期的な企業価値向上を支えるための強固な財務基盤を構築してまいります。

#### 企業ブランド力及び認知度の向上

優秀な人材の獲得及び新規案件の受注拡大を加速させるため、広報活動の強化による企業ブランドの浸透を図ります。ステークホルダーに対する積極的な情報発信を通じて、市場における当社の認知度を高め、持続的な成長を支える基盤を強化してまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が合理的であると判断する一定の前提に基づいております。

### (1) ガバナンス

当社は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値を創出するためのガバナンス体制を構築しており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスに関しては、コーポレート・ガバナンス体制と同様となります。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。ガバナンスの詳細については、当社のコーポレート・ガバナンス報告書に記載しております。

### (2) 戦略

当社は、サステナビリティ課題及び目標の特定にあたっては、国際社会の動向や当社にとって関係の深い社会的課題を「ステークホルダーにとっての重要性」及び「当社にとっての重要性」の2つの視点から評価し、重要度の高い課題を抽出する方針であります。

それらの課題について取締役会で討議を行い、その中で特に重要度の高い課題をマテリアリティとして特定し、さらに、それぞれの強化領域及び戦略の方向性を明確化し、定量的又は定性的なKPIを設定する方針であります。

特定されたマテリアリティの解決を通じて、サステナビリティ方針で目指す持続可能な社会の実現及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

当社の事業の特性上、気候変動問題が重大な影響を及ぼすことは当事業年度末現在において想定されませんが、一方で人的資本に関しては、重要度の高い課題として認識しております。

人的資本に関する戦略としては、社内において多様な視点及び価値観を持つ従業員の存在が、会社の持続的な成長につながると考え、推進するために、多様性の確保及び相互尊重に満ちた組織づくりを進めております。

従業員の採用及び人事登用に際して、性別や人種はもちろん、年齢、性格、学歴及び価値観等を一人一人の個性として尊重し、広く人材を受け入れることとしております。

多様な個性を企業の財産とし、それぞれの持つ能力を最大限に活かすことで、企業及び従業員のさらなる発展へと繋げてまいります。

また、社内環境整備に関しては、従業員のエンゲージメントが高まる働きやすい環境整備を進めております。

多様化するニーズ、進化し続ける最先端技術、変化する社会情勢といった様々な状況に対応すべく、従業員が自らの能力開発とスキルアップに積極的に取り組める環境整備を進めております。

### (3) リスク管理

当社は、サステナビリティに関するリスクの把握、評価及び管理に努めており、重要なリスクとして特定及び評価された場合は、速やかに取締役会に報告し、意思決定及びモニタリングを受ける体制となっております。

当社が、認識する事業上等のリスクに関する詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

### (4) 指標及び目標

当社では、有価証券報告書提出日現在において、人材の育成及び社内環境整備に関する方針の指標及び当該指標を用いた目標を定めておりません。

しかしながら、当社が中長期的に成長を続けていくためには、様々な価値観の存在は会社の持続的な成長を確保する上での強みとなることを十分に認識しており、国籍や性別に関係なく、様々な価値観や考え方を有した多様な人材が個性や能力を発揮し活躍できる企業を目指しております。

具体的な指標及び目標については、今後の当社の重要な課題として継続的に検討を進めてまいります。

### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要な事業等のリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 景気変動に関するリスク

当社は、日本国内の経済動向に大きく影響を受けるため、国内外の景気動向及び為替相場の変動、税制及び法令等の改正により、当社のクライアントが事業投資やIT投資を抑制した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新たな感染症等が世界的に拡大した場合においては、当社の企業活動にも感染症拡大対策等により一定の影響が生じることになります。同様に当社のクライアントにおいても企業活動に制約が生じること等による間接的な影響により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 人材の採用及び育成に関するリスク

当社は、今後のコンサルティング事業を支える優秀なITコンサルタント及びITエンジニアの積極的な採用が重要であると認識しております。今後も、当社が迅速に事業拡大を目指すためには、高度専門人材の獲得競争が激化しつつある近時の採用マーケット市場において、可能な限り早期に優秀なITコンサルタント及びITエンジニアの獲得が重要になってまいります。

コンサルティング事業が属する業界における人材の争奪により、優秀なITコンサルタント及びITエンジニアの採用及び育成が計画どおりに進まない場合並びに優秀なITコンサルタント及びITエンジニアの社外流出が生じた場合等には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、クライアントに提供するサービスレベルの低下をもたらし、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) プロジェクトの管理等に関するリスク

当社は、コンサルティング事業が提供する業務は、仕様や業務内容がクライアントの要求に基づき定められ、プロジェクト単位で遂行しております。

プロジェクトごとの個別性が高く、クライアントの要望の高度化、案件の複雑化や完成までの事業環境の変化等によって、受注時に採算性が見込まれる案件であっても、作業工数の増加により採算が確保できない可能性があります。受注時の想定以上に作業が発生する場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、プロジェクト管理が不十分で品質が低下した場合及び予想外の事態の発生により採算が悪化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 暗号資産を対象としたトレジャリー運用に関するマーケット・ボラティリティのリスク

当社は、デジタル資産トレジャリー事業として暗号資産を保有・運用する方針を採っておりますが、暗号資産市場は価格変動が極めて大きく、また流動性が低下する可能性もあるため、想定を超える価格下落、あるいは市場から一時的に退出を余儀なくされる事態に至った場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 暗号資産関連の規制環境・法令改正等に関するリスク

当社は、暗号資産を巡る国内外の法令、税制、会計基準及び監督態勢は、整備途上であると認識しており、今後、法令改正や監督当局の対応強化、あるいは暗号資産を保有・運用する企業に対する規制導入がなされた場合には、当社のトレジャリー運用方針・保有戦略・取引コスト等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

特に、暗号資産の保有・運用を巡る開示義務や課税強化、登録義務等の新規規制の導入によって、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 保有暗号資産の保管・管理及びサイバー・リスクに関するリスク

当社が保有・運用する暗号資産については、暗号鍵の保護、ウォレット管理、サイバー攻撃リスク、不正流出リスク、運用管理体制の不備等が重視される場所であり、これらの管理が想定どおり機能しない場合には、暗号資産の毀損・盗難・流出の可能性があります。その損失ならびに信用毀損により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、監査・会計上の検証困難性等も併せて生じる可能性があります。

(7) イーサリアム(Ethereum)及び暗号資産イーサ(ETH)に関する技術的・制度的リスク

当社は、トレジャリー運用対象として、暗号資産イーサ(ETH)を主として保有しております。このイーサ(ETH)は、ブロックチェーン技術を基盤とした分散型プラットフォーム「イーサリアム(Ethereum)」( )上で発行・管理されております。

イーサリアム(Ethereum)においては、大規模なネットワークアップグレード、スマートコントラクトの脆弱性、ネットワーク手数料(ガス代)の急変動、ステーキング報酬及び新規発行量の変更等の様々な技術的・制度的要因により、市場環境が大きく変動する可能性があります。

これらの要因により、当社が保有するイーサ(ETH)の価格や流動性が想定を超えて変動した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イーサリアム(Ethereum)：世界的に利用されるブロックチェーンネットワークの一つであり、その上で流通する暗号資産を「イーサ(ETH)」といいます。

(8) 財務基盤に関するリスク

当社は、新規事業として、2020年11月にテクノロジー事業(現 コンサルティング事業)を、2022年10月にコンサルティング事業を、そして2025年9月にデジタル資産トレジャリー事業をそれぞれ創業し、事業基盤構築のための投資を継続している段階にあり、黒字転換を図っております。

持続的な事業成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するために、財務基盤の安定性及び柔軟な資金対応力の確保が不可欠であるとの認識のもと、多様な資金調達手段を検討してまいりますが、事業が想定どおりに進捗しない場合、営業損失や営業キャッシュ・フローのマイナスが継続し、さらに想定どおりに資金調達が実現しない場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 株式の追加発行に伴う希薄化に関するリスク

当社は、将来において、資金調達、事業拡大、又は財務体質の強化を目的として、株主総会決議によらず、発行可能株式総数のうち未発行の範囲において、株式や新株予約権を追加的に発行する可能性があります。

これらの発行が行われる場合、その発行条件や市場環境によっては、既存株主の持分比率の希薄化が生じるほか、当社普通株式の需給関係や市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。これにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) M&A又は資本提携等に関するリスク

当社は、事業の自律的な成長に加え、M&A又は資本提携等(以下、「M&A等」という。)の手法を活用した事業成長を推進しております。M&A等を実施する場合には事前の精査等を行っておりますが、実施に際しては一時費用の増加やのれん償却費の増加等が想定され、一時的に業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、何らかの理由により、当初見込んだとおりの収益及び投資回収が進まなかった場合、のれんの減損等によって当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報セキュリティに関するリスク

当社の事業を運営するにあたり、クライアントの機密情報や個人情報を有することがあります。当社はデータへのアクセス制限を設定するほか、外部からの侵入防止措置等により、流出の防止を図っております。

不測の事態によってクライアントの機密情報や個人情報が社外に漏洩した場合には、当社に対する社会的信用に重大な影響を与え、損害賠償請求等の対応費用により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制に関するリスク

コンサルティング事業は、労働者派遣法及びその他関係法令の規制を受けております。当社は積極的な法令遵守のため、常に法令改正の状況を把握し、対応すべき事項を理解するよう努めておりますが、規制当局と当社の間で法令の解釈に相違がある場合や対応すべき事項への対応が遅れる等の場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等の危機的な事象発生に関するリスク

地震、台風、火災、疫病の蔓延、テロ攻撃、その他予期せぬ災害や紛争の発生により、当社の事業の運営及び業

績に影響を及ぼす可能性があります。物的、人的な損害が多大である場合には当社の事業運営自体が困難となる可能性があります。

また、これらの災害等に端を発する消費需要の減退及び景気後退は、事業における人材需要の縮小等を招くことも考えられ、結果として、間接的に当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

##### (1) 経営成績

###### 日本経済の状況について

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益が総じて高水準で推移する中、堅調な設備投資や、昨年に続く春季労使交渉(春闘)での賃上げの動き等を背景に、雇用・所得環境の改善を伴う緩やかな回復基調が続きました。

一方で、物価上昇による消費者心理への影響や、海外経済における金融政策の動向、並びに地政学的リスクの長期化等、引き続き注視すべき下振れリスクも存在しております。

このような環境下、政府や日本銀行は「賃金と物価の好循環」の定着に向けた舵取りを進めており、「貯蓄から投資へ」というマクロ的な資金シフトは、NISAの普及等を通じて着実に国民生活に浸透しつつあります。

さらに、Web3を含むデジタル経済圏の社会実装に向けた法整備や環境構築が進む中、暗号資産(仮想通貨)をはじめとするデジタル資産は、国内外の機関投資家による市場参入の本格化を背景に、単なる投機対象から「次世代の金融・経済インフラ」としての地位を確立しつつあります。

こうしたマクロ環境及び社会的潮流の変化は、当社が当事業年度より推進してきたハイブリッド型ビジネスモデルの正当性を力強く裏付けるものであり、翌期以降のさらなる事業機会の拡大に直結するものと認識しております。

###### 当社の当事業年度における動きについて

このような経済環境の中、当社は当事業年度を「次世代への飛躍に向けた事業基盤確立の年」と位置づけ、「コンサルティング事業の収益基盤強化」と「デジタル資産トレジャリー事業の立ち上げ及び本格稼働」という2つの重点戦略をスピーディ且つ着実に実行しました。

まず、コンサルティング事業におきましては、ITエンジニアリング領域が年間を通じて事業成長の強力な牽引役となりました。慢性的なIT人材不足という社会課題に対し、ポテンシャル層の積極採用と独自の集中研修プログラムを組み合わせた「ITエンジニア創出プラットフォーム」を構築しました。

当事業年度におきましても、「採用・育成・常駐支援」のサイクルは歩みを止めることなく高速で回転し続けており、稼働ITエンジニア数の純増に寄与しております。現場での技術支援が高く評価された結果、顧客との契約継続率は高水準を維持し、安定的なストック型収益基盤として当社の経営を強固に支える状態へと成長しております。

次に、デジタル資産トレジャリー事業におきましては、期中に方針決定した「イーサリアム(ETH)を中心としたトレジャリー戦略」に基づき、調達資金を用いたイーサリアム(ETH)の取得及びステーキング運用等への移行を計画通り完了させました。

当事業年度におきましても、厳格なリスク管理体制の下で安全且つ安定的な運用(インカムゲインの獲得)を継続しております。これにより、当社は「日本初のイーサリアム(ETH)トレジャリー企業」として、デジタル資産を企業のバランスシート上で最大限に活用する先進的なビジネスモデルを完全に実装しました。( )

財務戦略におきましても、成長投資と財務規律のバランスを適切にコントロールし、今後の事業拡大に耐えうる強固な財務基盤を維持して期末を迎えております。

以上の結果、当事業年度は、期初から投下してきた先行投資が着実に事業の形となり、自律的な成長サイクル(投資効果の発現フェーズ)へと移行したことを確認できた、極めて実りある1年となりました。

( ) 2026年3月末時点、国内上場企業の公開情報に基づく当社調べ。

###### 当事業年度における経営成績について

当事業年度における売上高は、コンサルティング事業の順調な拡大とデジタル資産トレジャリー事業の寄与により、854,116千円(前年同期比 37.8%増)と大幅な増収を達成しました。

損益面につきましては、将来の飛躍的成長を見据えた人材採用や社内体制の構築等への先行投資を継続しましたが、大幅な増収効果によりこれらの費用吸収が進んだ結果、営業損失は419,966千円(前年同期 427,214千円)と、前期と比較して損失幅が縮小しました。

一方で、第6回、第7回及び第8回新株予約権の発行、第6回及び第7回新株予約権の行使、並びに第1回無担保普通社債の発行に伴う資金調達費用として、「株式交付費」16,091千円、「新株予約権発行費」15,976千円、

「短期社債利息」10,000千円及び「社債発行費」627千円を計上しました。

さらに、当事業年度において開始したデジタル資産トレジャリー事業において、保有するイーサリアム(ETH)の期末時点の市場価格に基づく会計上の評価損として「暗号資産評価損」1,689,863千円を計上した結果、経常損失は2,151,950千円(前年同期 426,516千円)、当期純損失は2,154,249千円(前年同期 427,937千円)となりました。

セグメント別の経営成績の概況は、以下のとおりであります。

コンサルティング事業の当事業年度における売上高は、816,771千円、セグメント損失は、143,003千円、デジタル資産トレジャリー事業の売上高は、37,345千円、セグメント利益は、37,345千円であります。

なお、当事業年度より、当社は新たにデジタル資産トレジャリー事業を開始したことにより、デジタル資産トレジャリー事業を報告セグメントとして追加しております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」をご参照ください。

今後のデジタル資産トレジャリー事業及びコンサルティング事業の成長可能性について

当社は、「デジタル資産×コンサルティング」という独自のハイブリッド型ビジネスモデルにより、他社には模倣困難な競争優位性を構築し、中長期的な株主価値の最大化を目指しております。

この目標を実現するため、以下の3点を成長戦略の重要テーマとして掲げ、事業を推進してまいります。

#### デジタル資産トレジャリー事業の飛躍的展開

当事業年度において基盤を確立したイーサリアム(ETH)のトレジャリー戦略は、「デジタル時代の石油」とも呼ぶべき次世代インフラ資源の確保を目的としております。

スマートコントラクトの基軸であるイーサリアム(ETH)は、世界的なWeb3領域の拡大に伴い、その希少性と有用性が今後さらに高まることが確実視されています。

当社は、国内上場企業としての高い信用力を背景に、専門会社との連携を通じて、ステーキング運用を既に開始しております。

今後は、さらなる収益の最大化に向け、分散型金融(DeFi)プロトコルの活用についても、安全性を最優先に調査・検証を進め、段階的に運用体制を拡充していく方針であります。

なお、当事業年度においては暗号資産市場の価格変動に伴い会計上の評価損を計上しましたが、これは簿価の切り下げを意味するものであり、今後の市場価格の回復局面においては、強固な収益貢献(評価益の発生等)をもたらすポテンシャルを有していると認識しております。

この「イーールドベアリング・アセット」の規模と運用効率をさらに高め、労働集約型ビジネスの制約に縛られない利益成長の強力なドライバーとして機能させてまいります。

#### コンサルティング事業の継続的成長と拡大戦略

コンサルティング事業、特にその中核をなすITエンジニアリング領域は、当社の安定的なキャッシュ・フローを創出する強固なエンジンとして機能し始めております。

今後も、慢性的なIT人材不足という社会課題に対し、ポテンシャル層の積極採用と独自の集中研修プログラムを組み合わせた「ITエンジニア創出プラットフォーム」をさらに強化し、自律的な成長(オーガニック成長)を加速させてまいります。「採用・育成・常駐支援」のサイクルを高速で回転させ続けることで、コンサルタント及びITエンジニアの採用数と高水準な稼働率を維持・向上させ、平均単価の継続的な上昇を背景とした安定的なストック型収益基盤を強固に拡大していく方針であります。

さらに、こうした自律的成長に加え、今後はM&Aや業務提携等のインオーガニック戦略を機動的に検討・実行することで、事業規模の飛躍的な拡大とサービス領域の拡充を目指してまいります。

これにより、収益の安定性と成長スピードを高い次元で両立させ、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

## 株主価値向上へのコミットメント

当事業年度は、将来の飛躍に向けたコンサルティング事業の人材への投資を積極的に実行した一方で、暗号資産評価損という会計上の損失を計上しました。

この評価損はキャッシュ・アウトを伴わない未実現の評価差額であり、また暗号資産特有のボラティリティの範囲内であると認識しております。

当社はイーサリアム(ETH)を中長期的な成長資産として継続保有する方針に揺るぎはなく、当期の評価損計上が当社の成長戦略の根幹に影響を及ぼすものではありません。

人材への先行投資による「土台作り」と、デジタル資産という「次世代の経営資源」の確保は、当社が次世代のリーディングカンパニーへと飛躍するために不可欠な「戦略的助走」であります。

今後は、構造的な拡大を続けるデジタル資産市場の追い風と、自社の強固な事業基盤が力強く噛み合うことで、収益構造の劇的な変化と圧倒的な利益成長局面への突入を見込んでおります。

当社は、日本経済のフロントランナーとして、投資家の皆様と共に「新たな景色」を見るべく、全社一丸となって飽くなき挑戦を続けてまいります。

生産、受注及び販売実績は、次のとおりであります。

## 生産実績

当社が提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## 受注実績

当社が提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	816,771	31.8
デジタル資産トレジャリー事業	37,345	-

(注) 1. 当事業年度において、販売実績に著しい変動がありました。当事業年度より、当社は新たにデジタル資産トレジャリー事業を開始したことにより、デジタル資産トレジャリー事業を報告セグメントとして追加しております。

(注) 2. 金額は、外部顧客に対する売上高を示しており、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 3. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
INTLOOP株式会社	62,990	10.2	118,417	13.9

## (2) 財政状態

当事業年度末における資産、負債及び純資産の概況は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)	増減額	増減率
流動資産	313,312	847,468	+534,155	+170.5%
固定資産	116,579	1,730,126	+1,613,547	-
資産合計	429,891	2,577,595	+2,147,703	+499.6%
流動負債	101,968	145,593	+43,625	+42.8%
固定負債	19,088	18,847	241	1.3%
負債合計	121,057	164,441	+43,384	+35.8%
純資産合計	308,834	2,413,153	+2,104,318	+681.4%

(注) 1. 増減率について、増減率が1,000%以上となる場合は「-」と記載しております。

## (資産合計)

当事業年度末における資産合計は、2,577,595千円となり、前事業年度末から2,147,703千円増加しました。

主な要因は、第6回及び第7回新株予約権(いずれも行使価額修正条項付)の行使により、「現金及び預金」が254,138千円増加したこと、また、暗号資産取引所への証拠金支払いに伴い「預け金」が225,654千円増加したことに加え、イーサリアム(ETH)の取得により「暗号資産」が1,618,693千円増加したこと等によるものであります。

これらは、当社が推進するデジタル資産トレジャリー戦略に基づく資産構成の変化であり、今後の成長戦略を支える財務基盤の拡充を反映しております。

## (負債合計)

当事業年度末における負債合計は、164,441千円となり、前事業年度末から43,384千円増加しました。

主な要因は、「賞与引当金」が4,467千円減少したものの、「未払消費税等」が29,599千円及び「未払費用」が11,199千円増加したこと等によるものであります。

これらは、期中の事業活動拡大に伴う費用計上の増加を反映したものであり、経営活動の拡張フェーズにおける増加と認識しております。

## (純資産合計)

当事業年度末における純資産合計は、2,413,153千円となり、前事業年度末から2,104,318千円増加しました。

この増減の主な要因は、以下の積極的な資本政策及び財務戦略の実行によるものであります。

まず、「資本金」及び「資本準備金」につきましては、第6回及び第7回新株予約権(いずれも行使価額修正条項付)の行使により、それぞれ2,128,606千円(合計 4,257,213千円)の資金調達を実施し、大幅に財務基盤を強化しました。

その後、将来の資本政策の柔軟性確保及び財務体質の健全化を図るため、2025年12月31日及び2026年3月31日付で「資本金」及び「資本準備金」の額の減少を実施し、同額を「その他資本剰余金」へ振り替えました。

この結果、前事業年度末と比較して「資本金」及び「資本準備金」の残高に増減はありません。

次に、「その他資本剰余金」につきましては、上記の振替等により4,257,213千円増加しましたが、2025年12月31日付で実施した欠損填補により739,480千円を取り崩した結果、最終的に3,517,732千円の増加となりました。

「繰越利益剰余金」につきましては、当期純損失 2,154,249千円を計上しましたが、上記の欠損填補(739,480千円)を行った結果、当事業年度末における減少額は1,414,769千円となりました。

なお、当該当期純損失の主な要因は、暗号資産市場の価格変動に伴う会計上の評価損であり、これはキャッシュ・アウトを伴わない未実現の評価差額であります。

当社は、保有するイーサリアム(ETH)を次世代の重要な経営資源(イーールドベアリング・アセット)と位置づけており、今回の評価損計上は期末時点の市場価格に基づく簿価の切り下げに留まるもので、当社の財務健全性や中長期的な成長戦略を損なうものではありません。

以上の結果、当事業年度末の自己資本は大幅に拡充されました。

特に、機動的な資金調達及び資本政策の結果、1株当たり純資産(BPS)は前事業年度末比で約3倍超の水準にまで向上しております。

これにより、損失を計上しつつも強固な財務安全性を維持するとともに、翌期以降のさらなる成長投資を支える盤石な財政基盤が構築されております。

### (3) キャッシュ・フロー

当事業年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べて254,138千円増加し、437,156千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況及び主な要因は以下のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、654,368千円の減少(前事業年度は441,955千円の減少)となりました。

これは、税引前当期純損失 2,151,386千円の計上、及び暗号資産に係る証拠金のための預け金の差入(225,654千円)等の影響が含まれますが、この損失には資金流出を伴わない会計上の「暗号資産評価損(1,689,863千円)」等が含まれております。

実質的な資金減少の主な要因は、コンサルティング事業の収益基盤拡大に向けて期初から計画的に実行した先行投資(ITエンジニアの採用費、人件費及び集中研修費の増加)、並びにデジタル資産トレジャリー事業推進に伴う資産構成の変化等によるものです。

一方で、未払消費税等の増加(29,599千円の増加要因)及び未払費用の増加(11,199千円の増加要因)等の資金増加要因があったものの、上記の先行投資による支出を補うには至りませんでした。

なお、これらの人材への先行投資は、当事業年度を通じて着実な稼働ITエンジニア数の純増とストック型収益の積み上がりという成果に結びついており、本業における営業キャッシュ・フロー創出能力は翌事業年度に向けて確実に向上しております。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,308,557千円の減少(前事業年度は31,207千円の減少)となりました。

主な要因は、デジタル資産トレジャリー事業の本格稼働に伴い、当社の新たな成長基盤となるイーサリアム(ETH)の取得支出(3,308,557千円)によるものであります。

当事業年度を通じて市場動向を見極めながら計画的に実行したこの支出は、単なる資金の流出ではなく、将来にわたりステーキング収益等(インカムゲイン)を生み出す「イーールドベアリング・アセット」への戦略的な資産の置き換えであり、翌期以降の飛躍的な収益拡大に向けた極めて重要な布石と位置づけております。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、4,217,064千円の増加(前事業年度は増減なし)となりました。

これは主に、今後の事業成長を支えるための機動的な資金調達として「新株予約権の行使による株式の発行」により4,237,846千円の資金を調達したことによるものです。

一方で、「新株予約権の発行」による支出15,976千円、「短期社債の純減」に伴う支出10,000千円がありました。

調達した資金は、デジタル資産トレジャリー事業推進のためのイーサリアム(ETH)取得資金等として予定通り投下されており、当事業年度を通じて「機動的な調達から戦略的投資、そして事業資産化へ」という一連の成長サイクルを滞りなく完了させております。

### (4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

その作成には経営者により会計方針の選択及び適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。

経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたり会計上の見積りに用いた仮定のうち重要なものはないため、重要な会計上の見積りに該当する項目はないと判断しております。

なお、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事

項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社における、主要な設備は次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	全社(共通) コンサルティング事業 デジタル資産トレジャリー事業	本社設備	46,470	3,786	50,256	195(2)

(注)1. 従業員数は、就業人員数であります。

(注)2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(注)3. 全社(共通)は、企業情報部及び管理部の従業員であります。

(注)4. 本社の建物は、賃貸物件であり、年間賃借料は60,325千円であります。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	290,000,000
計	290,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月18日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	72,602,015	72,602,015	東京証券取引所グロース市場	単元株式数は100株 であります。
計	72,602,015	72,602,015	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数(株)」には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストック・オプション制度の内容】

## 第3回新株予約権(2021年5月18日開催の取締役会決議)

決議年月日	2021年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 5名 社外協力者 0名
新株予約権の数(個)	349,100 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 349,100 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	234 (注) 2
新株予約権の行使期間	2024年7月1日～2031年6月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 234 資本組入額 117
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使

価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)(は、2024年3月期から2026年3月期までの事業年度において、当社のEBITDA(以下、損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された営業利益に、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は連結キャッシュ・フロー計算書)に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。))が下記に掲げるいずれかの条件を満たした場合、当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 2024年3月期のEBITDAが3億円を超過した場合

(b) 2025年3月期又は2026年3月期のEBITDAが5億円を超過した場合

なお、当該損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益及びEBITDAをもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

新株予約権者のうち社外協力者を除く者については、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員又はアドバイザー、顧問、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者のうち社外協力者については、新株予約権の権利行使時において当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役もしくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注)4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(注)5. 組織再編成行為を実施する際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権割当契約書に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権割当契約書に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権割当契約書に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権(2023年5月19日開催の取締役会決議)

決議年月日	2023年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1名 当社従業員 14名

新株予約権の数(個)	505,000個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 505,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	114 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年7月1日～2033年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 114円 資本組入額 57円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。  
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。  
 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- (注) 2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2025年3月期又は2026年3月期の事業年度において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高が1,700百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役若しくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (注) 4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (注) 5. 組織再編成行為を実施する際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数乗じた額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- その他新株予約権の行使の条件  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
- 新株予約権の取得事由及び条件  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
- その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### 【その他の新株予約権等の状況】

当事業年度において会社法に基づき発行した発行した新株予約権は、次のとおりであります。

#### (第8回新株予約権)

決議年月日	2025年8月25日
新株予約権の数(個)	160,000個 [ 160,000 ]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000,000株 [ 16,000,000 ] (注) 2 (新株予約権 1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 96円 (注) 3、4、5
新株予約権の行使期間	2025年9月11日から2028年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 6
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については決議年月日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
第8回新株予約権の目的である株式の総数は16,000,000株(第8回新株予約権1個当たり100株(以下、「割当株式数」という。))とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第8回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第8回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率  
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。  
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。))は、当初、金96円(以下「当初行使価額」という。))とする。但し、行使価額は(注)4又は(注)5に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。
4. 行使価額の修正  
(1) 2026年3月10日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を第8回新株予約権を行使した第8回新株予約権者(以下「第8回新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使

価額とする。

- (2) (1)にかかわらず、第8回新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は(1)に基づく決議を行うことができない。

#### 5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、第8回新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役員員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第7回新株予約権、当社又は当社の子会社の役員員に対して交付される又は交付済みのストックオプション(但し、当該ストックオプションと同内容であり、社外協力者等の当社又は当社の子会社の役員員以外の者に対して同時に交付される又は交付済みのストックオプションを含む。))を除く。)若しくは新株予約権付社債若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) (2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)4に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (7) (注)4及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第8回新株予約権者に通知する。但し、(2)の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

## (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

第8回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第8回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」記載の第8回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

## (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第8回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、発行した第6回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第7回新株予約権(行使価額修正条項付)が以下のとおり、行使されました。

## (第6回新株予約権(行使価額修正条項付))

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第39期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	73,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	7,300,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	95.9
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	700,128
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	73,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	7,300,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	95.9
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	700,128

## (第7回新株予約権(行使価額修正条項付))

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第39期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	120,000	360,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	12,000,000	36,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	76.2	98.7
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	913,810	3,553,810
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	360,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	36,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	98.7
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	3,553,810

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年6月5日 (注)1	4,385,900	29,302,015	249,996	349,996	249,996	1,583,952
2023年8月31日 (注)2	-	29,302,015	249,996	100,000	1,583,952	-
2025年6月17日 ~ 2025年9月2日 (注)3	7,300,000	36,602,015	351,341	451,341	351,341	351,341
2025年9月11日 ~ 2025年12月31日 (注)4	31,860,000	68,462,015	1,629,848	2,081,190	1,629,848	1,981,190
2025年12月31日 (注)5	-	68,462,015	1,981,190	100,000	1,981,190	-
2026年1月1日 ~ 2026年2月2日 (注)6	4,140,000	72,602,015	147,416	247,416	147,416	147,416
2026年3月31日 (注)7	-	72,602,015	147,416	100,000	147,416	-

(注)1. 2023年6月5日に第三者割当増資により、発行済株式総数が4,385,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ249,996千円増加しています。

(注)2. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2023年6月21日開催の定時株主総会の決議によって、2023年8月31日付で減資の効力が発生し、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が249,996千円(減資割合71.4%)減少し、資本準備金

が1,583,952千円(減資割合100.0%)減少しております。

- (注) 3. 2025年9月2日までの間に、第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使により、発行済株式総数が7,300,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ351,341千円増加しています。
- (注) 4. 2025年12月31日までの間に、第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使により、発行済株式総数が31,860,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,629,848千円増加しています。
- (注) 5. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2025年11月28日開催の臨時株主総会の決議によって、2025年12月31日付で減資の効力が発生し、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が1,981,190千円(減資割合95.2%)減少し、資本準備金が1,981,190千円(減資割合100.0%)減少しております。
- (注) 6. 2026年2月2日までの間に、第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使により、発行済株式総数が4,140,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ147,416千円増加しています。
- (注) 7. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2026年3月31日開催の臨時株主総会の決議によって、2026年3月31日付で減資の効力が発生し、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が147,416千円(減資割合59.6%)減少し、資本準備金が147,416千円(減資割合100.0%)減少しております。
- (注) 8. 2025年5月30日に提出した有価証券届出書に記載しました「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」について変更が生じております。

#### 変更の理由

当社は、2025年5月30日付の「第三者割当による第6回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にて公表のとおり、社債の償還及び既存事業強化を目的としたM&A及び資本業務提携等に係る投資資金に使用するため、資金調達を実施しました。

しかしながら、2025年9月9日付の「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、M&A及び資本業務提携等については依然として中長期的に重要な選択肢であると認識しておりますが、より実現可能性が高く、かつ即効性もある「ビットコインレジャー戦略」の推進に充てる資金とすることで、早期の企業価値向上に努めることを踏まえ、調達した資金の使途及び充当時期を変更しました。

変更後の資金使途は、社債の償還及びビットコインレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得に充当していく方針です。

#### 変更の内容

変更前(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債の償還(額面価額総額)	200	2025年6月～2026年6月
<u>既存事業強化を目的としたM&amp;A及び資本業務提携等に係る投資資金</u>	462	<u>2025年6月～2027年3月</u>
合計	662	

変更後(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債の償還(額面価額総額)	200 <u>(充当済金額: 200)</u>	2025年6月～2026年6月 <u>(充当時期: 2025年6月～2025年7月)</u>
<u>ビットコインレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得</u>	462 495	<u>2025年9月～2026年3月</u>
合計	662 695	

第6回新株予約権は2025年9月2日に行使が完了しましたが、行使期間の株価変動により実際の調達金額は、本新株予約権の発行決議時点の想定調達額662百万円を上回る695百万円となっております。そのため、上記の表における「ビットコインレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得」及び「合計」の各「金額(百万円)」欄の下段には、変更後の金額を記載しております。

- (注) 9. 2025年5月30日に提出した有価証券届出書に記載しました「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」について再度変更が生じております。

#### 変更の理由

当社は、2025年9月9日付の「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、M&A及び資本業務提携等については依然として中長期的に重要な選択肢であると認識しておりますが、より実現可能性が高く、かつ即効性もある「ビットコインレジャー戦略」の推進に充てる資金とすることで、早期の企業価値向上

上に努めることを踏まえ、ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得に使用するため、調達した資金の用途及び充当時期を変更しました。

しかしながら、2025年9月17日付の「トレジャー戦略の方針転換に関するお知らせ」にて公表のとおり、市場動向や競合環境を注視する中で、世界規模で進展するブロックチェーンの進化、とりわけイーサリアム(ETH)が果たす役割が急速に拡大していることを踏まえ、対象資産をイーサリアム(ETH)へと一本化することを踏まえ、調達した資金の用途及び充当時期を再度変更しました。

変更後の資金用途は、デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサリアム(ETH)取得に充当していく方針です。

#### 変更の内容

変更前(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金用途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債の償還(額面価額総額)	200 (充当済金額:200)	2025年6月～2026年6月 (充当時期:2025年6月～ 2025年7月)
<u>ビットコイントレジャー戦略に基づくビット コイン(Bitcoin)取得</u>	462 495	2025年9月～2026年3月
合計	662 695	

変更後(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金用途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債の償還(額面価額総額)	200 (充当済金額:200)	2025年6月～2026年6月 (充当時期:2025年6月～ 2025年7月)
<u>デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサ リアム(ETH)取得</u>	462 495 (充当済金額:495)	2025年9月～2026年3月
合計	662 695 (充当済金額:695)	

第6回新株予約権は2025年9月2日に行使が完了しましたが、行使期間の株価変動により実際の調達金額は、本新株予約権の発行決議時点の想定調達額662百万円を上回る700百万円となっております。そのため、上記の表における変更前の「ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得」及び「合計」、変更後の「デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサリアム(ETH)取得」及び「合計」の各「金額(百万円)」欄の下段には、変更後の金額を記載しております。また、普通社債の発行により調達した190百万円についても「デジタル資産トレジャー戦略に基づくイーサリアム(ETH)取得」に充当が完了しております。

(注)10. 2025年8月25日に提出した有価証券届出書に記載しました「第一部 証券情報 第1 募集要項3 新規発行による手取金の用途(2)手取金の用途」について変更が生じております。

#### 変更の理由

当社は、2025年8月25日付の「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第8回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、「ビットコイントレジャー戦略に基づくビットコイン(Bitcoin)取得」として4,982百万円を充当する予定としておりました。

しかし、2025年9月17日付の「トレジャー戦略の方針転換に関するお知らせ」にて開示したとおり、その後の市場動向や競合環境を注視する中で、世界規模で進展するブロックチェーンの進化、とりわけイーサリアム(ETH)が果たす役割が急速に拡大していることを踏まえ、対象資産をイーサリアム(ETH)へと一本化する決断をいたしました。

## 変更の内容

変更前(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
<u>ビットコイントレジャリー戦略に基づくビット コイン(Bitcoin)取得</u>	4,982	2025年9月～2029年3月
合計	4,982	

変更後(変更箇所は下線で表示しております。)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
<u>デジタル資産トレジャリー戦略に基づくイーサ リアム(ETH)取得</u>	4,982 (充当済金額：2,611)	2025年9月～2029年3月
合計	4,982 (充当済金額：2,611)	

第7回新株予約権は、2026年2月2日に行使が完了しましたが、行使期間の株価変動により実際の調達額は本新株予約権発行決議時点の想定調達額3,456百万円を上回る3,553百万円となっております。

## (5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人 (注)1	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	25	42	25	167	15,235	15,496	-
所有株式数 (単元)	-	8,372	102,533	21,216	25,017	10,671	558,094	725,903	11,715
所有株式数 の割合(%)	-	1.15	14.12	2.92	3.45	1.47	76.88	100.00	-

(注)1. 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、23単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
GP上場企業出資D投資事業 有限責任組合	東京都目黒区自由が丘二丁目16番12号	15,752,410	21.70
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	6,045,600	8.33
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,442,604	1.99
有限会社日本デザイン 研究所	東京都品川区北品川四丁目8番33号	1,197,300	1.65
砂山 僚介	静岡県浜松市中央区	1,050,000	1.45
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M. LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 SHP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	903,712	1.24
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	796,400	1.10
浅野 勉	岡山県岡山市北区	720,000	0.99
大志多 聖	愛知県春日井市	700,000	0.96
下村 優太	東京都世田谷区	647,819	0.89
計		29,255,845	40.30

(注) 1. 前事業年度末において主要株主であった株式会社The capitalは、2026年2月13日に開示しました「株式の売出し、当社の主要株主である筆頭株主の異動並びにGP上場企業出資D投資事業有限責任組合による株式会社Def consulting株式(証券コード4833)の買付けに関するお知らせ」のとおり、同日付で当社の主要株主に該当しなくなっております。また、当該異動に伴い、当事業年度末現在では、GP上場企業出資D投資事業有限責任組合が主要株主となっております。

(注) 2. 2025年9月24日付、2025年10月7日付、2025年10月8日付及び2025年10月15日付の臨時報告書(主要株主の異動)にてお知らせしましたとおり、主要株主であったEvo Fund(エボ ファンド)は当事業年度末においては主要株主に該当しないこととなりました。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他) (注) 1	普通株式 72,590,300	725,903	-
単元未満株式	普通株式 11,715	-	-
発行済株式総数	72,602,015	-	-
総株主の議決権	-	725,903	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式2,300株(議決権23個)が含まれております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、事業展開の拡大及び企業体質の強化に留意しつつ、利益配分を行うことを基本方針としております。当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって柔軟に剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

また、毎年3月31日を期末配当、毎年9月30日を中間配当の基準日として、さらに、それ以外に基準日を定めて剰余金の配当が可能な旨を定款に定めております。

しかしながら、2026年3月期におきましては、当期の業績等を鑑み、誠に遺憾ではございますが、無配とさせて頂く所存でございます。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

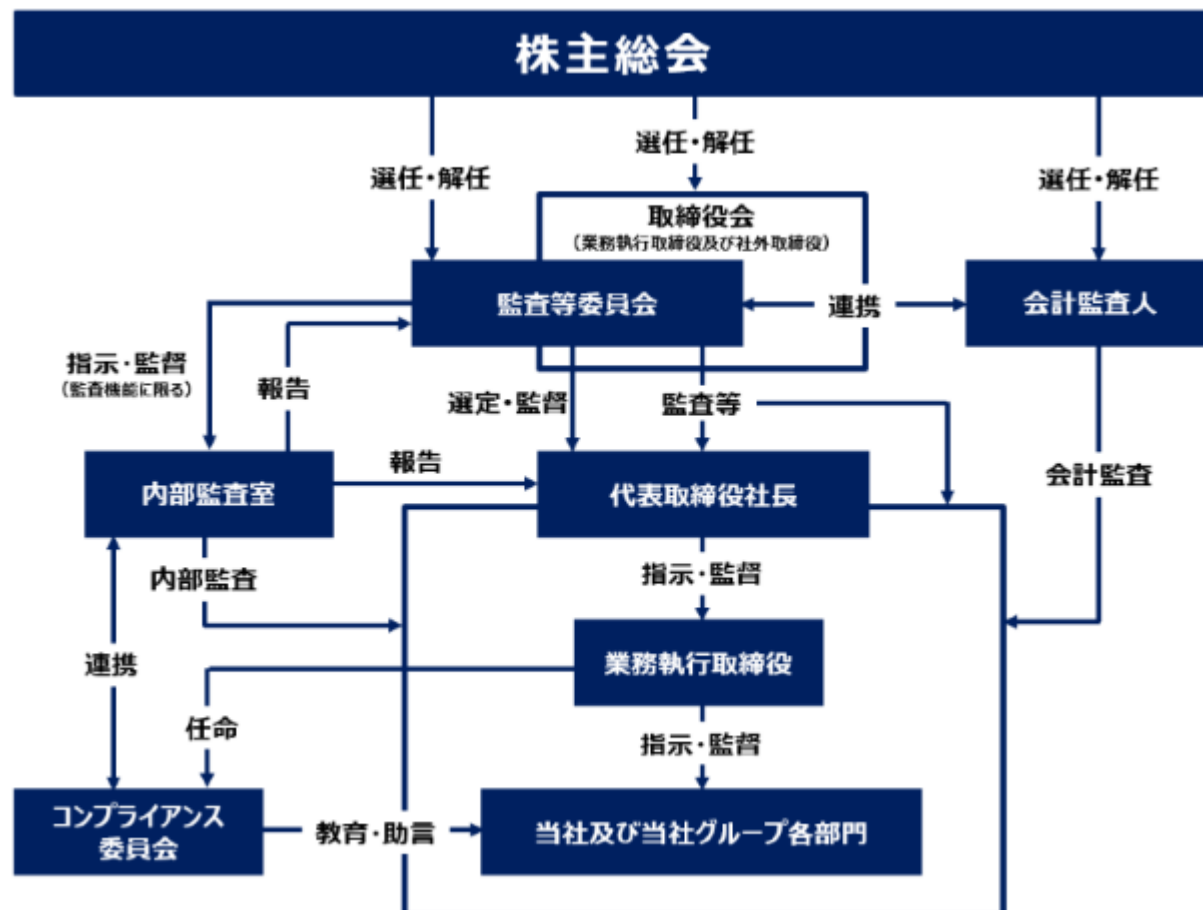
### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を最大化する観点から、グループ会社に対し経営戦略、コンプライアンス及びリスク管理等の基本方針を示すとともに、株主利益の最大化の実現とステークホルダーに不当な損害を与えないように、適正かつ効率的なグループ経営体制を整備及び運用してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の有価証券報告書提出日現在における企業統治の体制の模式図は、以下のとおりであります。



#### a. 企業統治の体制の概要

##### 1) 取締役会

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在、取締役5名(うち監査等委員である社外取締役3名)で構成されております。

毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しており、独立性を保持した社外取締役出席のもと、経営の妥当性、効率性及び公正性等について検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行状況の監督を行っております。

##### 2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、有価証券報告書提出日現在、監査等委員である取締役3名(うち監査等委員である社外取締役3名)で構成され、原則として毎月1回、監査等委員会を開催しております。

監査等委員会において、「監査等委員会規程」を定め、監査等委員会の委員長の選定、その他監査等委員の職務を遂行するために必要となる事項のほか、監査方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担等について審議しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役が、取締役会、コンプライアンス委員会及びその他重要会議に出席すること等を通じて、業務の意思決定並びに業務の執行状況について、法令及び定款に違反していないか等のチェックを行うとともに、監査を定期的実施しております。

## ) 内部監査室

内部監査室は、組織上、代表取締役社長直属の独立部署として設置し、職務上においては監査等委員会の監督及び指示の下、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性等について、「内部監査規程」に準拠して作成した内部監査計画に基づき内部監査を実施し、監査等委員会及び代表取締役社長に報告しております。

## b. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は上記のとおり、当社取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性を高め、当社グループのさらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、本体制を採用しました。

## 企業統治に関するその他の事項

## a. 内部統制システムの整備の状況

当社では、「コンプライアンス規程」を定め、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査室が内部監査を実施しております。内部監査室は、監査等委員会から職務上の指示を受けるとともに会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

## b. リスク管理体制の整備の状況

企業価値や健全な企業活動を脅かすあらゆるリスクを管理するため、「リスク管理規程」を定めており、コンプライアンス委員会においてリスクを定期的に識別・評価し、重要度・緊急性を考慮した優先度に応じて具体的な予防策の整備・運用を関連部署に指示し、その状況を内部監査室が重要リスクを優先した実効的な監査を実施しております。

重大なリスクが顕在化した場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長が緊急度に応じて緊急対策本部を招集し迅速な対応と再発防止策を講じてまいります。

企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係を完全に遮断するため、全従業員の遵法意識を高め、社内の諸規則や体制を整備するとともに、各関係機関と緊密に連携し、有事の際には企業及び関係者の安全確保を最優先事項とし、迅速かつ組織的に対応してまいります。

## c. グループ会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社のグループ会社に「コンプライアンス規程」を共有しつつ、必要に応じて取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の業務執行を監督及び監査するとともに、コーポレート部門の業務を適切に支援し、グループ会社の取締役及び監査役が、効率的に職務執行できる体制を構築しております。

また、グループ会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は報告事項としており、決裁又は報告体制を通じて、グループ会社の経営状況を把握し、業務の適正の確保及びリスク管理の体制を構築しております。

さらに、グループ会社の自主性を尊重し、事業内容及び規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、グループ会社の取締役が、効率的に職務執行できる体制を構築しております。

監査等委員会及び内部監査室においては、グループ会社の監査役や当社会計監査人とも連携し、グループ会社の監査を定期的実施できる体制を構築しております。

## d. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

## ) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めており、これは、取締役が職務執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

## ) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定めており、これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

## e. 取締役の定数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の員数は8名以内とする旨を定款に定めております。また、当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする旨を定款に定めております。

## f. 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

## g. 責任限定契約の内容及概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## h. 役員との役員等賠償責任保険契約(D&amp;O保険)

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

なお、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時開催しております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
下村 優太	17	17
上之園 圭介	17	17
神庭 雅俊	17	17
久保 恵一	17	17
毛利 正人	13	9
長田 忠千代	4	4

(注)1. 毛利 正人氏は、2025年11月30日をもって監査等委員である取締役を辞任により退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

(注)2. 長田 忠千代氏は、2025年11月28日開催の臨時株主総会において2025年12月1日より監査等委員である取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

具体的な検討内容は、法令、定款及び取締役会規程に基づき、経営全般の方針に関する事項、財務に関する事項、重要な契約の締結及びその他経営に関する重要事項について審議及び決議しており、また法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況についても報告を受けております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性 5名 女性 -名 ( 役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	下村 優太	1985年10月18日	2008年4月 株式会社三井住友銀行入行 2017年4月 同社 リテール業務推進部異動 2019年4月 同社 アジア事業戦略部異動 2020年4月 同社 経営企画部内部異動 2021年6月 当社入社 経営企画部長就任 2022年10月 当社 コンサルティング部長就任 2023年3月 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注) 1	647,819
取締役	上之園 圭介	1984年3月14日	2007年4月 株式会社ソリッドグループホールディングス(現 株式会社レダックス)入社 2016年10月 同社 首都圏エリア営業統括責任者就任 2018年4月 株式会社BuySell Technologies入社 2020年3月 同社 インサイド セールズ事業部長就任 2021年6月 当社入社 社長室室長就任 2021年8月 当社 テクノロジー事業本部長就任 2022年9月 当社 執行役員就任 2023年3月 当社 取締役就任(現任)	(注) 1	597,986
取締役 (監査等委員)	神庭 雅俊	1982年7月5日	2005年4月 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社(現 ビジネスエンジニアリング株式会社) 入社 2011年1月 本間合同法律事務所入所 2016年6月 株式会社地域経済活性化支援機構入社 2018年5月 株式会社FUNDBOOK(現 株式会社fundbook) 入社 2018年10月 本間合同法律事務所復帰 2020年1月 当社 取締役監査等委員就任(現任) 2023年3月 銀座中央総合法律事務所入所(現任)	(注) 2	-
取締役 (監査等委員)	久保 恵一	1953年11月13日	1976年4月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1990年6月 監査法人トーマツ パートナー就任 2007年6月 監査法人トーマツ 経営会議メンバー就任 2009年4月 デロイトトーマツリスクサービス株式会社(現 デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社) 代表取締役社長就任 2012年4月 中央大学大学院国際会計研究科 客員教授就任 2015年1月 公認会計士久保恵一事務所開設(現任) 2018年3月 株式会社GRCS 社外取締役就任(現任) 2019年3月 東亜石油株式会社 社外取締役就任 2020年6月 当社 取締役監査等委員就任(現任)	(注) 2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	長田 忠千代	1956年10月26日	1980年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2014年5月 株式会社三菱UFJ銀行 代表取締役専務 2015年6月 東京急行電鉄株式会社(現 東急株式会社) 常勤監査役 2018年5月 株式会社T&Aマネジメント 代表取締役(現任) 2018年11月 株式会社coinbook(現 BACKSEAT暗号資産交換業株式会社) 社外監査役(現任) 2019年11月 株式会社バンカーズ・ホールディング 代表取締役 2022年3月 (一社)メタバース推進協議会 監事(現任) 2022年8月 Shinwa Wise Holdings株式会社 社外取締役(現任) 2022年10月 藤田医科大学 客員教授(現任) 2023年5月 (一社)生成AI活用普及協会 理事(現任) 2024年9月 株式会社And Do ホールディングス 社外取締役(現任) 2025年12月 当社 取締役監査等委員就任(現任)	(注) 3	-
計					1,245,805

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 2. 監査等委員である取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年11月28日開催の臨時株主総会における選任(就任日は2025年12月1日)の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 4. 監査等委員である取締役の神庭 雅俊氏、久保 恵一氏及び長田 忠千代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

#### 社外役員の状況

当社の社外役員は、監査等委員である社外取締役3名であります。

当社は取締役による迅速かつ的確な意思決定が行える体制が重要と考えており、取締役会は実質的な審議を行うことができる適切な規模としております。また、監査等委員3名のうち3名全て社外取締役とし、取締役会等重要な会議に出席し、都度意見を述べるほか、適宜報告を求め、各取締役の業務執行状況の把握をすることとしております。

社外取締役 神庭 雅俊氏は、弁護士及び公認会計士として企業法務に関する相当程度の知識及び知見を有しております。その高い専門性及び豊富な経験に基づき、当社経営に対して監督及びチェック機能を期待するとともに、有用な助言及び提案等ができるかと判断したため、社外取締役として選任しております。

社外取締役 久保 恵一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知識及び知見を有しており、また、他の上場会社の社外取締役にも就任しております。その高い専門性及び豊富な経験に基づき、当社経営に対して有用な助言及び提案等ができるかと判断したため、社外取締役として選任しております。

なお、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しないことから、独立役員に指定しております。

社外取締役 長田 忠千代氏は、金融機関において代表取締役専務を務めるなど、長年にわたり金融業界の最前線で培われた豊富な経営経験とガバナンスに関する高い見識を有し、また、近年はデジタル領域・先端テクノロジー分野に深く関わり、伝統的金融と新興デジタル経済を架橋する稀有な知見を有しております。その豊富な経験に基づき、当社経営に対して有用な助言及び提案等ができるかと判断したため、社外取締役として選任しております。

なお、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しないことから、独立役員に指定しております。

当社において、社外役員を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しないことを基本的な考え方として選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会は、内部監査室と定期的な情報交換の場を設置し、監査等委員会の監査方針及び計画を伝達し、内部監査の方針、計画等を協議し指示するとともに、実施した監査結果に関する報告を受けております。

また、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門の関係につきましては、会計監査人と内部監査室が連携して、内部統制監査を行い、その監査結果を監査等委員会に対して定期的に報告しております。

なお、内部監査室は、会計に関しては、財務報告に係る内部統制システムの中でモニタリングを行い、会計以外の事項に関しては、会社法の求める内部統制システムの中でリスクベースの監査を行い、その監査結果を、監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、会計報告の信頼性及び業務の適正を確保する体制を構築及び運用しております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、原則として月1回開催しております。

監査等委員は、それぞれの専門知識及び経験に基づき、経営陣とは独立した視点から意見表明しております。

また、経営判断や業務執行の適法性、相当性及び効率性を検証及び確認するため、取締役会等の重要な会議に出席しております。

当社は、常勤の監査等委員を設置しておりませんが、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、さらに監査等委員会が、内部監査の指揮命令を行う体制とすることにより、監査等委員会監査の実効性を確保しております。

当事業年度における監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
神庭 雅俊	18回	18回
久保 恵一	18回	18回
毛利 正人	14回	14回
長田 忠千代	4回	4回

(注)1. 毛利 正人氏は、2025年11月30日をもって監査等委員である取締役を辞任により退任しておりますので、退任までの期間に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

(注)2. 長田 忠千代氏は、2025年11月28日開催の臨時株主総会において2025年12月1日より監査等委員である取締役に就任しておりますので、就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

監査等委員会における主な検討事項として、監査等委員会による監査の方針、計画、業務分担及び重点監査項目の選定を行うとともに、内部監査の方針や計画の妥当性、さらには会計監査人の監査の相当性、再任の是非及び報酬等への同意について審議を行っております。

監査等委員の主な活動状況につきましては、取締役会をはじめとする重要会議への出席や、取締役及び使用人との適時な意見交換、重要な決裁書類等の閲覧・調査を通じて、業務執行の適法性及び妥当性を検証しております。

また、内部監査の実施状況に対する監督・指示を行うほか、会計監査人と定期的なコミュニケーションを図ることで、監査の実効性確保に努めております。

#### 内部監査の状況

内部監査室は、組織上、代表取締役社長に直属しておりますが、内部監査室員の任命、異動、人事評価等の決定にあたっては、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとするので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

内部監査室は、リスクマネジメント及び内部統制の整備及び運用状況の監査を実施し、会計監査人との連携を取りつつ、規程運用及び業務執行における違法性の排除及び効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アヴァンティア

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 藤田 憲三

指定社員 業務執行社員 渡部 幸太

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者3名、その他1名となります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、構造改革を契機とした管理コストの適正化を考慮した上で、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績等により総合的に勘案して選定しております。

また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。

また、監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について協議し、決議しており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

(単位：千円)

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	22,000	-	23,600	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く。)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬については、会計監査人から提出された監査計画の妥当性を検証の上、当該計画に示された監査時間等から監査報酬が合理的であると判断した上で、監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算定根拠等を確認の上、報酬等の額が合理的に設定されていると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役に対する報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会の決議で、監査等委員である取締役は、監査等委員会の決議で、それぞれ報酬の決定方針及び具体的な金額等を決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容決定に関する概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬に関する基本的な考え方

企業業績、企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保及び維持が可能となり、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとします。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬体系

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬及びストック・オプションとしての新株予約権を組み合わせるものとします。基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責及び在任年数に応じて、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとします。また、基本報酬及びストック・オプションとしての新株予約権の種類別の報酬割合については、定めないこととします。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定プロセスの客観性及び透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、監査等委員である取締役から適切な助言を得ることとします。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別報酬額は、2022年6月22日開催の株主総会の決議により、基本報酬を年額150,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額50,000千円以内の範囲内で、報酬の決定方針に従い、取締役会で決定することとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個々の役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬の枠内で2025年6月18日開催の取締役会並びに2025年6月18日及び2025年11月28日開催の監査等委員会の決議によりそれぞれの能力、貢献度及び期待度を勘案して決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年6月22日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内(基本報酬を年額150,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額50,000千円以内)と決議しております。決議当時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内(基本報酬を年額50,000千円以内)と決議しております。決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名です。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締 役を除く)	36,318	36,318	-	-	2
監査等委員 (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	10,800	10,800	-	-	4

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注) 2. 社外役員に対する報酬額は、2025年11月30日をもって辞任により退任した社外役員1名の報酬額を含めております。

## 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な観点から、発行会社との取引関係の維持及び強化並びに取引の円滑化を通じて、当社の企業価値の増大に資すると認められる株式について保有しております。

また、保有の適否は保有意義の再確認、取引状況及び保有に伴う便益等を定期的に精査の上、判断しております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## ) 特定投資株式

該当事項はありません。

## ) みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況等】

## (1) 【人材戦略に関する基本方針等】

戦略的な人的資本経営の考え方

当社は「デジタル資産×コンサルティング」という独自のハイブリッド型ビジネスモデルを推進しており、その価値創造の源泉は「人的資本」にあると定義しております。

顧客価値を最大化する「事業戦略」と、人的資本価値を最大化する「組織戦略」を経営の両輪と捉え、これらを高度に同期させることで、持続的な企業価値向上を目指しております。

人材育成方針及び社内環境整備方針

中核事業であるコンサルティング事業においては、深刻なIT人材不足という社会課題を成長機会と捉え、独自の「ITエンジニア創出プラットフォーム」を構築しております。

・採用・育成戦略

ポテンシャル層を積極的に採用し、独自の集中研修プログラムを通じて短期間で高付加価値なエンジニアへと育成するサイクルを確立しております。

・組織力(エンゲージメント)の向上

採用・育成・人事制度・企業風土の4領域へ重点的に投資し、従業員のエンゲージメントを高めることで、個人の成長が直接的に組織の生産性向上に直結する仕組みを強化しております。

投資リターンとしての報酬政策

当社は、人的資本への投資リターンを「生産性の向上」と定義し、得られた成果を従業員へ適切に還元することを基本方針としております。単なる待遇改善に留まらず、各事業の成長段階と生産性の向上度に連動した報酬体系を構築しております。

特に、コンサルティング事業においては、高い稼働率と契約継続率を背景としたストック型収益の拡大に基づき、2020年から2025年までの間に計12回のベースアップを実施しました。

デジタル資産トレジャリー事業との相乗効果

デジタル資産トレジャリー事業による「労働集約型に依存しない収益」の構築は、全社的な財務基盤の安定化に寄与しております。これにより、コンサルティング事業における人的資本へのさらなる先行投資(教育費の増額やさらなる待遇改善)を可能にする、独自のポジティブ・フィードバック・ループを形成してまいります。

## (2) 【従業員の状況】

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
195 (2)	28.2	1.7	4,082	15.6

セグメント名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	182 (0)
デジタル資産トレジャリー事業	0 (0)
全社(共通)	13 (2)
合計	195 (2)

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

(注) 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(注) 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(注) 4. デジタル資産トレジャリー事業の業務については専属者はおらず、全社(共通)に所属する従業員が兼務して対応しているため、従業員数の記載を行っておりません。

(注) 5. 全社(共通)は、企業情報部及び管理部の従業員であります。

(注) 6. 前事業年度末に比べ従業員数が53名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 2		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
10.0	-	-	-	-

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

(注) 2. 当社は、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異について、女性活躍推進法の公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その内容に沿った会計手続きを実施し、適切な開示を行うことができるような体制づくり及びその維持に注力しております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	183,018	437,156
売掛金及び契約資産	<sup>1</sup> 107,021	<sup>1</sup> 158,232
前払費用	23,914	22,248
未収収益	-	3,363
未収入金	-	880
預け金	-	225,654
その他	0	882
貸倒引当金	642	949
流動資産合計	313,312	847,468
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	53,408	53,408
減価償却累計額	<sup>2</sup> 2,973	<sup>2</sup> 6,938
建物附属設備(純額)	50,434	46,470
工具、器具及び備品	8,788	8,788
減価償却累計額	3,820	5,002
工具、器具及び備品(純額)	4,967	3,786
有形固定資産合計	55,402	50,256
投資その他の資産		
暗号資産	-	1,618,693
投資有価証券	0	0
敷金及び保証金	61,176	61,176
投資その他の資産合計	61,176	1,679,870
固定資産合計	116,579	1,730,126
資産合計	429,891	2,577,595

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,301	4,514
未払金	20,572	20,255
未払費用	64,564	75,763
短期社債	-	-
未払法人税等	408	3,349
未払消費税等	387	29,987
前受金	748	748
預り金	8,093	9,320
賞与引当金	5,893	1,426
その他	-	229
流動負債合計	101,968	145,593
固定負債		
資産除去債務	17,996	18,240
繰延税金負債	1,092	606
固定負債合計	19,088	18,847
負債合計	121,057	164,441
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	-	-
その他資本剰余金	943,178	4,460,910
資本剰余金合計	943,178	4,460,910
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	739,480	2,154,249
利益剰余金合計	739,480	2,154,249
株主資本合計	303,697	2,406,661
新株予約権	5,136	6,492
純資産合計	308,834	2,413,153
負債純資産合計	429,891	2,577,595

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	1 619,677	1 854,116
売上原価	572,309	813,240
売上総利益	47,367	40,876
販売費及び一般管理費	2 474,582	2 460,843
営業損失( )	427,214	419,966
営業外収益		
受取利息	2	8
補助金収入	270	478
その他	472	90
営業外収益合計	744	576
営業外費用		
株式交付費	-	16,091
新株予約権発行費	-	15,976
短期社債利息	-	10,000
社債発行費	-	627
暗号資産評価損	-	1,689,863
その他	46	-
営業外費用合計	46	1,732,560
経常損失( )	426,516	2,151,950
特別利益		
新株予約権戻入益	80	564
特別利益合計	80	564
税引前当期純損失( )	426,436	2,151,386
法人税、住民税及び事業税	408	3,349
法人税等調整額	1,092	485
法人税等合計	1,500	2,863
当期純損失( )	427,937	2,154,249

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費		526,927	92.1	766,521	94.3
経費		45,382	7.9	46,719	5.7
売上原価		572,309	100.0	813,240	100.0

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	-	943,178	943,178	311,542	311,542	731,635
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
減資	-	-	-	-	-	-	-
欠損填補			-	-	-	-	-
当期純損失( )				-	427,937	427,937	427,937
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	427,937	427,937	427,937
当期末残高	100,000	-	943,178	943,178	739,480	739,480	303,697

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	-	-	5,216	736,852
当期変動額				
新株の発行				-
減資				-
欠損填補				-
当期純損失( )				427,937
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	80	80
当期変動額合計	-	-	80	428,017
当期末残高	-	-	5,136	308,834

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	-	943,178	943,178	739,480	739,480	303,697
当期変動額							
新株の発行	2,128,606	2,128,606	-	2,128,606		-	4,257,213
減資	2,128,606	2,128,606	4,257,213	2,128,606		-	-
欠損填補			739,480	739,480	739,480	739,480	-
当期純損失( )				-	2,154,249	2,154,249	2,154,249
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	3,517,732	3,517,732	1,414,769	1,414,769	2,102,963
当期末残高	100,000	-	4,460,910	4,460,910	2,154,249	2,154,249	2,406,661

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	-	-	5,136	308,834
当期変動額				
新株の発行				4,257,213
減資				-
欠損填補				-
当期純損失( )				2,154,249
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	1,355	1,355
当期変動額合計	-	-	1,355	2,104,318
当期末残高	-	-	6,492	2,413,153

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	426,436	2,151,386
減価償却費及びその他の償却費	4,065	5,146
暗号資産評価損益( は益)	-	1,689,863
社債利息	-	10,000
株式交付費	-	16,091
新株予約権発行費	-	15,976
貸倒引当金の増減額( は減少)	212	307
賞与引当金の増減額( は減少)	4,317	4,467
受取利息及び受取配当金	2	8
補助金収入	270	478
売上債権の増減額( は増加)	35,353	51,211
仕入債務の増減額( は減少)	853	3,213
未払金の増減額( は減少)	8,621	316
未払費用の増減額( は減少)	20,099	11,199
未収入金の増減額( は増加)	22,297	880
前払費用の増減額( は増加)	5,486	1,665
未払消費税等の増減額( は減少)	18,396	29,599
暗号資産に係る証拠金のための預け金増減額( は増加)	-	225,654
その他	2,611	3,108
小計	441,819	654,446
利息及び配当金の受取額	2	8
助成金の受取額	270	478
法人税等の支払額	408	408
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>441,955</b>	<b>654,368</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	41,653	-
暗号資産の取得による支出	-	3,308,557
敷金及び保証金の回収による収入	11,906	-
資産除去債務の履行による支出	1,460	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>31,207</b>	<b>3,308,557</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期社債の純増減額( は減少)	-	10,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	4,237,846
新株予約権の発行による収入	-	5,195
新株予約権の発行による支出	-	15,976
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>-</b>	<b>4,217,064</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	473,163	254,138
現金及び現金同等物の期首残高	656,181	183,018
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 183,018	<sup>1</sup> 437,156

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 暗号資産の評価基準及び評価方法

活発な市場が存在するもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

2 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法を採用しております。

但し、建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8 ~ 22年

工具、器具及び備品 4 ~ 13年

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当期に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業における収益認識に関する内容は次のとおりであります。

(1) コンサルティング事業

コンサルティング事業は、経営に関する諸課題に対し、提案から実行までをハンズオンで支援するサービスを提供しております。

当該サービスについては、契約に基づきクライアントに対して役務を提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該役務提供の完了時において収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) デジタル資産トレジャリー事業

デジタル資産トレジャリー事業は、暗号資産の取得、保有及び運用等を行っております。

当該事業における収益は、主に暗号資産の運用報酬及びオプション取引によるプレミアム報酬により生じております。

運用報酬等の役務提供については、契約に基づくサービス提供期間にわたり、又は役務提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、オプション取引によるプレミアム報酬については、契約条件に基づき、当該取引の実行時又は期間の経過に応じて収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

## (固定資産の評価)

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	50,256千円
減損損失	-千円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 算出方法

当社は、継続的に収支を把握している事業セグメントを基礎として資産のグルーピングを行っております。また、特定の事業の用に供されていない資産については、共用資産としております。

固定資産(無形固定資産を含む。)又は共用資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。

判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

## 主要な仮定

当事業年度において、コンサルティング事業及びデジタル資産トレジャリー事業共に、事業拡大に向けた人材採用等の先行投資に伴い、全社費用配賦後の営業損益が継続してマイナスとなっていることから、それぞれの資産グループ及び共用資産について減損の兆候を識別しております。

しかし、今後の収益及び費用の見込額を基礎として策定した事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該事業計画の策定においては、コンサルティング事業における「コンサルタント及びITエンジニアの採用数・稼働率」及び「平均単価」、並びにデジタル資産トレジャリー事業における「暗号資産の運用利回り」及び「市場価格の変動」を重要な仮定としております。

## 翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の見積りは、将来の不確実な経済条件や市場環境の変動等、特に採用市場の動向や暗号資産市場のボラティリティによって影響を受ける可能性があります。

実際に発生したキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失を計上するなど、重要な影響を与える可能性があります。

## (未適用の会計基準等)

## (リースに関する会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

## (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

## (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(追加情報)

(資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
保有する暗号資産	-千円	1,618,693千円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

種類	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
	保有数 (単位)	貸借対照表 計上額	保有数 (単位)	貸借対照表 計上額
イーサリアム(ETH)	-	-千円	4,976.308743ETH	1,618,693千円

活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)3(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
- 2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	47,780	47,118
給与	79,167	89,211
採用関連費	129,273	81,032
支払報酬	35,132	52,816
地代家賃	62,788	61,773
減価償却費	4,246	5,390

(注) 1. 販売費と一般管理費に費目を区分していないため、これらの割合については記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	29,302,015	-	-	29,302,015

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	349,100	-	-	349,100	3,840
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	286,800	-	-	286,800	286
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	545,000	-	40,000	505,000	1,010
合計		-	1,180,900	-	40,000	1,140,900	5,136

(注)1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(注)2. 目的となる株式の数の変動事由の概要  
減少は、権利失効によるものです。

(注)3. 第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	29,302,015	43,300,000	-	72,602,015

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

第6回新株予約権の権利行使による増加 7,300,000株

第7回新株予約権の権利行使による増加 36,000,000株

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	349,100	-	12,500	336,600	3,702
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	286,800	-	286,800	-	-
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	505,000	-	70,000	435,000	870

提出会社	第6回新株予約権	普通株式	-	7,300,000	7,300,000	-	-
提出会社	第7回新株予約権	普通株式	-	36,000,000	36,000,000	-	-
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	-	16,000,000	-	16,000,000	1,920
合計		-	1,140,900	59,300,000	43,669,300	16,771,600	6,492

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(注) 2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回、第7回及び第8回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第3回、第4回及び第5回新株予約権の減少は、権利失効によるものです。

第6回及び第7回新株予約権の減少は、権利行使によるものです。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

##### 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	183,018	437,156
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	183,018	437,156

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内	60,326 千円	60,326 千円
1年超	70,380 千円	10,054 千円
合計	130,705 千円	70,379 千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための投資資金及び運転資金については、新株発行による増資等の資本市場からの調達(エクイティ・ファイナンス)を基本としております。また、当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、デジタル資産トレジャリー事業において運用及び保有を行う暗号資産については、社内規程に基づき適切なリスク管理のもとで取得、保有及び運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。デジタル資産トレジャリー事業において保有する暗号資産は、活発な市場における価格変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に事務所等の敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、一年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、「販売管理規程」に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、暗号資産の取引における取引相手先(交換業者等)の信用リスクについては、財務基盤やセキュリティ体制等を勘案し、信頼性の高い相手先を選定することでリスク軽減を図っております。

市場リスクの(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、保有する暗号資産の価格変動リスクに対して、市場動向の継続的なモニタリングを行うとともに、取締役会への定期的な報告及び規程に基づく保有限度額等の管理を行うことで、リスクの抑制を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手元流動性を確保することで、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	61,176	57,882	3,293
資産計	61,176	57,882	3,293

( ) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
暗号資産	1,618,693	1,618,693	-
敷金及び保証金	61,176	55,944	5,231
資産計	1,679,870	1,674,638	5,231

( ) 現金及び預金、売掛金、預け金、買掛金、未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	183,018	-	-	-
売掛金	107,021	-	-	-
合計	290,039	-	-	-

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	437,156	-	-	-
売掛金	158,232	-	-	-
合計	595,388	-	-	-

## 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
暗号資産	1,618,693	-	-	1,618,693
資産計	1,618,693	-	-	1,618,693

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

暗号資産

暗号資産の時価は、活発な市場における相場価格を用いて算定しており、レベル1の時価に分類しております。

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	57,882	-	57,882
資産計	-	57,882	-	57,882

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	55,944	-	55,944
資産計	-	55,944	-	55,944

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

## 1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	80	564

## 3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 13名 当社子会社取締役 1名 当社入社予定者 2名 社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 760,900
付与日	2021年6月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2024年3月期から2026年3月期までの事業年度において、当社のEBITDA(以下、損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された営業利益に、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は連結キャッシュ・フロー計算書)に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。)が下記に掲げるいずれかの条件を満たした場合、当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 2024年3月期のEBITDAが3億円を超過した場合            (b) 2025年3月期又は2026年3月期のEBITDAが5億円を超過した場合</p> <p>なお、当該損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益及びEBITDAをもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。</p> <p>新株予約権者のうち社外協力者を除く者については、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員又はアドバイザー、顧問、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者のうち社外協力者については、新株予約権の権利行使時において当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役もしくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	-
権利行使期間	2024年7月1日～2031年6月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役員 1名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 511,200
付与日	2022年10月31日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、2024年3月期又は2025年3月期の事業年度において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高が1,700百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役もしくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	-
権利行使期間	2024年7月1日～2032年10月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

第5回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 1名 当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 607,500
付与日	2023年6月30日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、2025年3月期又は2026年3月期の事業年度において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高が1,700百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役若しくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	-
権利行使期間	2025年7月1日～2033年6月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

(単位：個)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末	349,100	286,800	505,000
付与	-	-	-
失効	12,500	286,800	70,000
権利確定	-	-	-
未確定残	336,600	-	435,000
権利確定後			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

## 単価情報

(単位：円)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格	234	118	114
行使時平均株価	-	-	-
付与日における公正な評価単価	161	76	61

## 4 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

## 5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金(注)1	1,215,969	1,295,759
暗号資産評価損	-	529,156
減価償却費	174	155
子会社株式	5,228	5,228
資産除去債務	6,666	6,463
投資有価証券	2,125	2,125
電話加入権	3,012	3,012
その他	2,826	1,247
繰延税金資産小計	1,236,004	1,843,148
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	1,215,969	1,295,759
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	20,034	547,389
評価性引当額小計(注)2	1,236,004	1,843,148
繰延税金資産合計	-	-
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対応する除却費用	1,092	606
繰延税金負債合計	1,092	606
繰延税金資産純額	1,092	606

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	149,673	-	-	152,848	185,903	727,544	1,215,969
評価性引当額	149,673	-	-	152,848	185,903	727,544	1,215,969
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	152,848	185,903	197,182	759,825	1,295,759
評価性引当額	-	-	152,848	185,903	197,182	759,825	1,295,759
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注)2. 評価性引当額が、607,144千円増加しております。この増加の主な内容は、暗号資産評価損に係る評価性引当額 529,156千円及び繰越欠損金に係る評価性引当額 79,789千円を追加的に認識したことに伴うものであります。

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を13年と見積り、取得時の国債利回りを割引率に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	837	17,996
有形固定資産の取得に伴う増加額	17,814	-
時の経過による調整額	181	244
資産除去債務の履行による減少額	837	-
期末残高	17,996	18,240

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益は、コンサルティング事業による収益 816,771千円、及びデジタル資産トレジャリー事業による収益 37,345千円であります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)2 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、提供するサービス及び事業モデルを基礎とした事業区分により、コンサルティング事業及びデジタル資産トレジャリー事業の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

コンサルティング事業では、全国の中堅・中小企業及び国内大手企業に対し、事業戦略の立案等の「攻め」の

領域から、内部統制構築等の「守り」の領域に至るまで、経営課題全般に対するハンズオン型の経営コンサルティングサービスを提供しております。併せて、主力のITエンジニアリング領域においては、独自の育成体制を基盤とし、顧客企業の現場でのDX推進やシステム開発等を直接支援する常駐型技術支援(SES・人材派遣)をはじめ、顧客ニーズに即したITソリューションを総合的に提供しております。

デジタル資産トレジャリー事業では、イーサリアム(ETH)を中心としたデジタル資産(暗号資産)を保有・管理し、企業のバランスシートを活用した次世代のトレジャリー(財務・資金管理)戦略を推進しております。具体的には、調達資金等を用いた暗号資産の取得及び安全な保管・管理(カストディ)体制の運用に加え、保有資産を活用したステーキングやDeFi(分散型金融)等の運用によるインカムゲイン(運用収益)の獲得等の業務を行っております。

### (3) 報告セグメントの変更等に関する事項

前事業年度において、当社はコンサルティング事業の単一セグメントでありましたが、当事業年度より新たにデジタル資産トレジャリー事業を開始したことに伴い、報告セグメントをコンサルティング事業及びデジタル資産トレジャリー事業の2区分に変更しております。

当社は、イーサリアム(ETH)をはじめとするデジタル資産を「次世代の重要な経営資源」と位置づけ、市場拡大を続けるこの領域へ先駆的に参画することで、中長期にわたる企業価値の拡大を目指しております。

デジタル資産保有による資本効率の向上や流動性確保、ステーキング等の運用収益といった新たな収益源の構築を通じて、従来のコンサルティング事業とともに両事業を成長の両輪とし、中長期的な利益成長と企業価値の最大化を図る方針を決定しました。

この経営方針に基づく組織体制の構築及び業績管理区分の変更により、当事業年度より上記の2セグメント区分としております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2	財務諸表 計上額 (注)3
	コンサルティング 事業	デジタル資産 トレジャリー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	816,771	37,345	854,116	-	854,116
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	816,771	37,345	854,116	-	854,116
セグメント利益又は セグメント損失( )	143,003	37,345	105,658	314,308	419,966
セグメント資産	164,153	1,847,711	2,011,864	565,730	2,577,595
セグメント負債	83,244	229	83,474	80,966	164,441
その他の項目					
減価償却費	-	-	-	5,390	5,390

有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	-	-	-	-
------------------------	---	---	---	---	---

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 314,308千円は、各報告セグメントに配分していない  
 全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント資産の調整額 565,730千円及びセグメント負債の調整額 80,966千円は、報告セグメントに帰  
 属しない全社資産及び全社負債であります。
3. その他の項目の減価償却費の調整額 5,390千円は、全社費用に係る減価償却費であります。
4. セグメント利益又はセグメント損失( )は、損益計算書の営業損失と一致しております。

## 【関連情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社は、コンサルティング事業を単一の事業として展開しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
INTLOOP株式会社	62,990	コンサルティング事業

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
INTLOOP株式会社	118,417	コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社The capitalは、当社の株式15,752,410株(議決権比率53.76%)を保有しておりましたが、2025年6月16日に割り当てました第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使の結果、2025年6月20日付で当社の親会社に該当しないこととなりました。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	10.36円	33.14円
1株当たり当期純損失金額( )	14.60円	40.78円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	308,834	2,413,153
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	5,136	6,492
(うち新株予約権)(千円)	( 5,136)	( 6,492)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	303,697	2,406,661
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	29,302,015	72,602,015

(注) 3. 1株当たりの当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純損失( )(千円)	427,937	2,154,249
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	427,937	2,154,249
普通株式の期中平均株式数(株)	29,302,015	52,816,181

(重要な後発事象)

(剰余金の処分について)

当社は、2026年5月20日付の取締役会において、下記のとおり2026年6月19日開催予定の定例株主総会に「剰余金の処分の件」の議案を付議することを決議しました。

1. 目的

当社は、前事業年度末において生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図りたいと存じます。

つきましては、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当します。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,154,249,750円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,154,249,750円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年6月30日(予定)

(資本金及び資本準備金の額の減少について)

当社は、2026年5月20日付の取締役会において、下記のとおり2026年6月19日開催予定の定例株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少の件」の議案を付議することを決議しました。

1. 目的

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、財務体質の健全化を図りたいと存じます。

つきましては、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、株式発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、下記のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はございません。

また、本件は払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はなく、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

2026年4月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日又は給付日として新たな株式が発行された場合には、当該新たな株式発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、また、2026年4月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本金の額を100,000,000円とすることとします。

(2) 減少する資本準備金の額及び資本準備金の額の減少の方法

2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日又は給付日として新たな株式が発行された場合には、当該新たな株式発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、また、2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本

準備金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本準備金の額を0円とすることとします。

- (3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日  
2027年3月31日(予定)

### 3. 日程

- (1) 取締役会決議  
2026年5月20日
- (2) 債権者異議申述公告日  
2027年2月15日(予定)
- (3) 債権者異議申述最終期日  
2027年3月31日(予定)
- (4) 定例株主総会決議日  
2026年6月19日(予定)
- (5) 効力発生日  
2027年3月31日(予定)

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	53,408	-	- (-)	53,408	6,938	3,964	46,470
工具、器具及び備品	8,788	-	- (-)	8,788	5,002	1,181	3,786
有形固定資産計	62,196	-	- (-)	62,196	11,940	5,146	50,256
無形固定資産							
のれん	-	-	- (-)	-	-	-	-
ソフトウェア	-	-	- (-)	-	-	-	-
無形固定資産計	-	-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額となっております。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	642	1,911	1,603	-	949
賞与引当金	5,893	6,203	10,670	-	1,426

## 【資産除去債務明細表】

本明細に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額
現金	-
預金	-
当座預金	-
普通預金	437,156
計	437,156
合計	437,156

## 売掛金

## 相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
INTLOOP株式会社	23,936
株式会社ベストサポートシステムズ	12,379
株式会社エル・ティー・エス	9,900
株式会社フューチャーコネクション	8,814
株式会社アクシス・クリエイト	6,889
その他	96,312
合計	158,232

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
107,021	904,918	853,707	158,232	84.4	53.50

(注) 1. 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 預け金

## 相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
SBI VCトレード株式会社	206,272
株式会社ビットポイントジャパン	19,381
計	225,654

## 暗号資産

## 相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
株式会社ビットポイントジャパン	1,306,081
SBI VCトレード株式会社	312,611
計	1,618,693

## 買掛金

## 相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
株式会社SEPTA	3,924
株式会社テックピズ	407
株式会社inofolio	115
EBAテック株式会社	44
株式会社Nety	23
計	4,514

## (3) 【その他】

## 当事業年度における半期情報等

(累計期間)	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	373,260	480,856
税引前中間(当期)純損失( ) (千円)	295,881	1,855,505
中間(当期)純損失( ) (千円)	295,842	1,858,406
1株当たり中間(当期)純損失金額( ) (円)	8.07	40.78

(会計期間)	中間会計期間	当事業年度
1株当たり中間純損失金額( ) (円)	8.07	32.71

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://def-consulting.co.jp/">https://def-consulting.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第38期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月18日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第38期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月18日 関東財務局長に提出。
(3) 半期報告書及び確認書	第39期中	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2(株主総会における決議)の規 定に基づく臨時報告書		2025年6月18日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく 臨時報告書		2025年9月24日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく 臨時報告書		2025年10月7日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく 臨時報告書		2025年10月8日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく 臨時報告書		2025年10月15日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2(株主総会における決議)の規 定に基づく臨時報告書		2025年11月28日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく 臨時報告書		2026年2月13日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2(株主総会における決議)の規 定に基づく臨時報告書		2026年3月31日 関東財務局長に提出。
(5) 有価証券届出書(組込方式) 及びその添付書類	第三者割当による新株予約権証券(行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等)発行に係 る有価証券届出書		2025年5月30日 関東財務局長に提出。
	第三者割当による新株予約権証券(行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等)発行に係 る有価証券届出書		2025年8月25日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月15日

株式会社Def consulting  
取締役会 御中

## 監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 田 憲 三指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 部 幸 太

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Def consultingの2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Def consultingの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>暗号資産の実在性及び評価の妥当性</p> <p>株式会社Def consulting（以下「会社」という。）は、当事業年度より新たにデジタル資産トレジャリー事業を開始している。</p> <p>【注記事項】（追加情報）（資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いの適用）に記載のとおり、期末日において暗号資産であるイーサリアム（以下「ETH」という。）1,618百万円（総資産に占める割合62%）を、国内暗号資産交換業者に預託して保有している。</p> <p>会社が保有するETHは活発な市場が存在するため、期末の市場価格に基づき評価し評価差額を当期損益として処理する必要があり、当期において評価損1,689百万円（当期純損失に占める割合78%）を営業外費用に計上している。</p> <p>暗号資産の市場価格は、暗号資産に係る市場環境や金融市場の動向の影響を受けるためボラティリティが高く、会社の財政状態及び経営成績に与える金額の重要性が高い。</p> <p>以上から、当該暗号資産（ETH）の実在性及び評価の妥当性は、当事業年度の監査において特に重要であると判断し、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、暗号資産の実在性及び評価の妥当性を評価するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"><li>暗号資産の取得・売却・保管・評価に係る業務プロセスについて内部統制の整備・運用状況を評価した。</li></ul> <p>（2）実在性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"><li>重要な入出庫について、取引所の取引履歴、銀行口座の入出金記録を閲覧し、取引の実在性及び正確な期間帰属を検証した。</li><li>暗号資産交換業者への確認手続により、期末残高証明を入手し、期末保有数量を会社の帳簿残高と照合した。</li></ul> <p>（3）評価の妥当性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"><li>暗号資産交換業者への確認手続により、期末残高証明を入手し、期末時の時価評価単価を会社の評価レートと照合した。</li><li>期末保有数量に評価レートを乗じた期末計上額、並びに取得価額との差額として認識される評価損益について再計算を実施し、関連する仕訳・表示・注記の妥当性を検討した。</li></ul>

有形固定資産の減損損失の認識要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社Def consulting（以下「会社」という。）は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）（固定資産の評価）に記載のとおり、当事業年度末の貸借対照表において有形固定資産50百万円を計上している。</p> <p>当該固定資産は、主として本社事務所等で使用される設備等から構成されている。</p> <p>会社は、継続的に収支を把握している事業セグメントを資産グループの単位とするとともに、特定の事業の用に供されていない資産を共用資産として減損の兆候の有無を判定している。減損の兆候を識別した場合には、当該資産グループが生み出す割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、帳簿価額と比較することで、減損損失の認識の要否を判定している。</p> <p>当事業年度において、会社が保有する資産は共用資産であり、全社における営業損益が継続的にマイナスであることから、共用資産に減損の兆候を識別した。これに伴い、当事業年度において減損損失の認識の要否の判定を行った結果、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断している。</p> <p>当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として算定されている。この事業計画は、コンサルティング事業における「コンサルタント及びITエンジニアの採用数・稼働率・平均単価」並びに、デジタル資産トレジャリー事業における「暗号資産の運用利回り及び市場価格の変動」といった、主要な仮定に基づいて、策定されている。</p> <p>これらの仮定は、経営者による主観的判断の影響を大きく受けるとともに、コンサルティング市場の需給状況や、暗号資産市場のボラティリティといった外部要因に左右されることから、高い不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性は、経営者の見積りを伴い、不確実性が高く、監査においても職業的専門家としての判断を要するため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産の減損損失の認識要否の判定に関する判断の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の減損に係る業務プロセス、特に将来キャッシュ・フローの算定に使用される事業計画の策定プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。</li> </ul> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の減損損失の認識が不要と判断した根拠について、経営者に質問し、その基礎となる資料を閲覧した。</li> <li>過年度に策定された事業計画と実績との比較を行い、計画と実績が乖離した要因を分析することで、経営者の見積りの信頼性や不確実性の程度を評価した。</li> <li>事業計画に含まれる主要な仮定について、経営者に質問するとともに、利用可能な内部及び外部の情報と照合し、仮定の合理性を評価した。</li> <li>主要な仮定に関する見積りの不確実性を考慮し、感応度分析を実施し、仮定の変動が減損損失の認識要否の結果に与える影響を評価した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Def consultingの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Def consultingが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。